

野田校区の田原中学校への通学方法について

H27. 7. 24 田原市教育委員会

1 野田校区の生徒は遠距離通学となるため、原則、路線バス・ぐるりんバスを利用して通学する。(通学基本方針により)

(1) 登校

- ・現在の路線バス 2 便に 1 便を増便して 3 便で運行する。(①定期便・②続行便・③増便)
- ・田原中学校近接のバス停を増設する。
- ・芦地区は、ぐるりんバスで野田バス停へ行き路線バスを使用する。
- ・野田発 6:52 定期便・続行便だと田原中へ 7:20 着予定となるが、7:25 部活開始前の対応について田原中として配慮する。

(2) 下校

- ・下校時に、最終下校時刻に合わせて路線バス 1 便を増便する。
- ・路線バス田原萱町バス停の発車時間の微調整を検討中。
- ・芦・仁崎・山ノ神地区は野田バス停で下車し、ぐるりんバスを使用する。
- ・部活終了時間とバスの時間をある程度留意する。

(3) 自宅から最寄のバス停までは、徒歩・自転車・ぐるりんバス、何れかの方法を各自で判断してください。そして、バス停までの通学方法と利用するバス停を事前に学校へ報告してください。

(4) バス通学の生徒に「通学定期券」を配布(具体的な手法は現在検討中)

- ・原則、6ヶ月定期券を配布(4月期:4月分~9月分 と 10月期:10月分~3月分)
- ・平成 28 年 4 月分~9 月分については、6ヶ月未満の定期券も可とします。(自転車通学への切替を希望する生徒)

2 自転車通学について

(1) 原則バス通学ですが、自転車通学を希望する生徒については、学校の許可を得て自転車通学を認めていきます。

ただし、バス通学と自転車通学の併用は不可とします。

(2) 自転車通学を選択するにあたっては、4月から一度バス通学を経験した上で判断してください。

(3) 通学方法として認めるものなので「保険の対象」になります。

(4) 自転車で通学する場合、野田校区の先は「大久保地区」「白谷地区」の通学路を使うようになると考えます。

(5) 自転車通学を選択した場合は、バスの「通学定期券」を配布することはできません。自転車通学をする生徒は田原中学校で自転車通学している生徒と同様の対応となります。

3 その他

(1) 路線バス等で通学をする中で、子どもにとってより良い通学方法を検討する。路線バス等による通学は初めてで、バスの接続や利用人数、疲労感も分からないため、そのつど課題を整理して、野田校区公共交通利用推進協議会などで協議していく。

(2) 登校時に、路線バスの増便分 1 台で全員が乗車できないため、定期便・続行便に分散して乗車するルールの協議を校区(P T A)に依頼中である。